

阪 南 市 自 治 基 本 条 例

(解説付)

平成 21 年 6 月 4 日可決

平成 21 年 6 月 5 日公布

平成 21 年 7 月 1 日施行

平成 29 年 9 月 1 日施行

- - - 目次 - - -

前 文	1	第7章 市民参画及び協働	
第1章 総則		第16条 市民活動団体	16
第1条 目的	3	第17条 計画策定等における 市民参画	18
第2条 最高規範性	4	第18条 市民参画の手續	19
第3条 定義	5	第19条 市民参画の推進	20
第2章 基本理念		第20条 協働の推進	21
第4条 基本理念	7	第8章 情報の共有	
第3章 基本原則		第21条 情報の収集及び活用	22
第5条 参画及び協働の原則	8	第22条 情報公開等	23
第6条 情報共有の原則	8	第23条 個人情報保護の保護	24
第7条 財政自治の原則	9	第24条 説明責任	24
第4章 市民		第25条 意見、要望等への応答	25
第8条 市民の権利	10	第9章 住民投票	
第9条 市民の責務	11	第26条 住民投票	26
第5章 議会		第10章 総合計画	
第10条 議会の役割	12	第27条 総合計画	27
第11条 議会の責務	12	第11章 危機管理	
第12条 議員の責務	13	第28条 危機管理	28
第6章 執行機関		第12章 他の機関との連携	
第13条 市長の責務	14	第29条 他の機関との連携	29
第14条 市長を除く執行機関 の責務	15	第13章 推進及び見直し	
第15条 職員の責務	15	第30条 条例の推進	30
		第31条 条例の見直し	30
		附 則	31

阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渟（ちぬ）の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしへの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。

私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。

一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。

よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。

【解 説】

ここでは、前文として、この条例をつくるに当たっての背景や基本的な考え方を述べています。

先人から引き継いだ歴史・文化・産業・自然を大切に、環境に配慮した、より住みよいまちづくりを進めて、次の世代に引き継ぎたいという想いは、過去、現在、未来を通じた市民の普遍的な願いです。

一方で、国と地方公共団体の関係においては、近年の地方分権の流れのなか、平成12年に「地方分権一括法」と呼ばれる475本の法律の改正をした法律が施行されたことにより、さらに地方分権が推し進められることになりました。これにより、地方公共団体は、まちづくりにおける権限や判断の余地がひろがるため、それを今後どのように使いこなすか、判断の内容とともにその決め方、決めたことに対する責任が問われるようになってきました。つまり、日本国憲法に掲げられている「地方自治の本旨」に基づく「住民自治」をさらに進展させ、「自己決定・自己責任」のもと、それぞれのまちの特色を活かしたまちづくりに取り組むことが期待されています。

阪南市においても、これまで、人権尊重や平等社会の形成はもとより、市民参画のもと、より住みよいまちづくりに取り組んできましたが、今後さらに、自治の主役である市民と議会・執行機関が力を合わせて、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上にまちづくりに関する市民参画を推進し、市民・議会・執行機関が互いに信頼を深め、協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。

この阪南市自治基本条例の前文は、これらのことを踏まえ、年齢、性別に関わりなく、阪南市に住み、働き、学ぶすべての市民がこのまちで、市民相互の協働や、市民と議会・執行機関との協働を基本とした、まちづくりを推進していく決意を表明したものです。

なお、「最高規範」については、条例相互に優劣をつけることができませんが、市としてこの条例を最上位に位置付けるべきものであるとし、前文中に宣言したものです。第2条の中においても、この条例に対する尊重義務と他の条例等を制定する際、この条例との整合を図る義務を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。

【解 説】

まず、「自治」とは、自分たちで責任を持って、自分たちが住んでいる阪南市全体、または住んでいるそれぞれの地域を運営していくこと、つまり、治めることをいいます。

ここでは、

- ① この「自治」を進めていく上での基本的な指針であり目標でもある「基本理念」を明らかにすること
- ② この理念の実現のために必要な、市民の権利と責務、議会の役割と責務、執行機関の責務、市政の運営や地域の活動における基本的な仕組みを定めること
- ③ お互いにそれぞれの役割や責務を果たすことにより、基本理念に沿った自治を確立すること

が自治基本条例の目的であるとしています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

【解 説】

ここでは、自治基本条例が「阪南市の憲法」として最高規範性を持つことを定めています。

自治基本条例は、法形式が他の条例と同様であり、他の条例に優先することはありません。いわゆる上下関係はありませんが、他の条例や規則等の制定や改廃、また運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ることを定めることにより、この条例の最高規範性を重ねて表しています。このことにより、条例や規則等の整合を図らなければなりません。

さらに、市民、議会及び執行機関もこの条例を誠実に遵守しなければならない、としています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。

【解 説】

ここでは、この条例における重要な用語の定義を定めています。今後、市民のみなさんと一緒にまちづくりを進めていくに当たって、認識を共通にしておきたいこととして定めるものです。

- (1)「市民」とは、地方自治法第10条第1項に定める「住民」のほか、市内で事業を行っている事業者や市内で様々な活動を行っている個人や団体のことをいいます。
- (2)「市」とは、いわゆる都道府県に包括される基礎的な地方公共団体のことです。つまり、一定の地域に暮らす住民を構成員として、議会や市長等の機関を置いている団体のことをいいます。
- (3)「執行機関」とは、地方公共団体の長（阪南市では市長）のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことをいいます。
- (4)「参画」とは、市政の運営と地域の活動に関して、立案、実施及び評価に至る各過程において、責任を持って自主的かつ自発的に関わることとし、単に参加するだけではなく、意思形成に加わることで、自らの発言に対し、責任ある行動を求めるということです。
- (5)「協働」とは、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ協力して、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、市民は行政依存に、執行機関は行政主導にならないように、また、負担と責任を押し

しつけ合うことのないように、住みよいまちとするために、互いに協力するということです。

第2章 基本理念

第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。

【解 説】

阪南市は、みどり豊かな山々と波静かな海、温暖な気候風土という自然豊かな環境に恵まれています。未来においても恵まれた自然を守り、さらに環境の保護、改善に努め、心のふれあいを大切にする阪南市であるために、全ての市民が主権者として、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うとともに、市民が自らの意思によってまちづくりに参画し、市民相互及び議会や執行機関との役割分担のもと助け合い、自己決定、自己責任による自立した、よりよい阪南市をつくっていくことを基本理念として定めています。

第3章 基本原則

（参画及び協働の原則）

第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。

【解 説】

参画と協働によって、市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民、議会及び執行機関のそれぞれが、様々な場面に応じて、お互いの立場や特性を理解し尊重しつつ、お互いに対等な関係に立っているという気持ちを持ちながら、協力することが重要です。

また、市として今後、市民の参画のもとに市政を運営するため、市民の参画の機会を保障するとともに、参画する市民については、参画の定義（第3条第4号）にもありますように、その行動と発言には責任を持つこととします。

なお、参画や協働をするに当たっては、合意に向けた努力を積み重ねることはもちろんのこと、互いの意見についても納得できるよう協議し、少数意見についても尊重していくものとします。

（情報共有の原則）

第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。

【解 説】

情報共有の原則とは、よりよい阪南市をつくっていくに当たっては、市民と議会及び執行機関がお互いに必要な情報を共有しようとする原則です。このことは、参画と協働のまちづくりを行っていくための前提条件となります。

そのため、この原則に基づいて、議会や市長をはじめとする執行機関に対し、積極的に情報を提供するように定めています（第11条、第13条、第14条）。また、執行機関に対し、市民間での情報共有、そのための情報発信を支援するように定めています（第21条）。

(財政自治の原則)

第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。

【解 説】

市の財政は市民の税金等で支えられていることから、市政を運営していくうえで、財政面においても自立した運営を行わなければなりません。そのためには、できるだけ借入れをせず健全な財政運営を行うことは当然のことです。

しかし、将来に向けて重要な施策については、積極的に進めていかなければならないこともあります。

そのためにも、議会や執行機関はもちろん、市民も協力し、自分たちの市が行う施策や事業が、適正であるかどうか、効果的であるかどうかを考え、また、そのうえで、全ての会計部門において、歳入と歳出がほどよくバランスがとれているかどうか、つまり調和がとれているかどうかを考えていかなければなりません。

第4章 市民

（市民の権利）

第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。

2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。

【解 説】

ここでは、市政において市民に保障される権利を定めています。

まず、市民は、市政の運営や地域の活動に参画する権利と、協働する権利を有しています。これを受けて、執行機関は、参画・協働の仕組みを整えていかなければならないこととしています（第17条ほか）。

また、市民は、市が保有する情報については、個人情報などの保護しなければならない情報（阪南市情報公開条例第6条、阪南市個人情報保護条例第14条、ほか）を除いて、知る権利を有しています。これには、情報の提供を受ける権利と情報の提供を求める権利が含まれています。

さらに、市民は、市が提供するサービスを「受けることができる」としています。ここだけ「～権利を有する」ではなく「～できる」としている理由は、阪南市に住む「住民」は、地方自治法第10条第2項に「権利を有する」と定められていますが、ここでは市外から働きに来られている人なども含む「市民」（第3条第1項）をサービスを受ける人（主語）としていますので、受けられるサービスの種類や内容に違いがあることから、条文では「～できる」ととどめています。

仮に、これらの市民の権利を行使しなかったからといっても市民が不利益を被ることはありません。あくまでも市民としての権利を定めています。

(市民の責務)

第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。

3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。

【解 説】

ここでは、先ほど市民の権利について述べましたが、その権利に対する責務について定めています。

自治の推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本となりますが、市政の運営や地域の活動への参画や協働に当たっては、市民は、参画・協働する者同士がお互いを理解し、尊重し合い、自らの発言や行動に責任を持ち、積極的に参画・協働していくことが求められます。

また、参画・協働するに当たっては、活動の対象についての情報や、互いが保有する情報を共有しなければ十分な活動ができませんので、これに必要な情報を共有するよう努めることとしています。

さらに、情報を共有するためには、情報の提供を受けるだけでなく、情報を提供しよう努めるとともに、積極的に情報を取得するよう努めなければなりません。この情報には、市やその他の団体が保有する情報はもちろんのこと、場合により、活動の対象について個人が保有する情報も含まれています。

また、市が提供するサービスを受けることができる一方で、そのサービスの提供に伴う負担（税や使用料など）を分任しなければなりません。

※「分任」：分けて担当すること。

第5章 議会

（議会の役割）

第10条 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。

2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。

【解 説】

地方公共団体の議会については、憲法第93条や地方自治法第89条などにおいて、議会を設置することや、議会の役割が掲げられていますが、阪南市において、議会がどのような役割を担っているのかということを確認するために、この条文を改めて定めています。

議会は、市政が住民の声（意思）に基づいて運営されるように設置された、市の意思決定をする議事機関であり、住民を代表して、住民の声を市政に反映させる役割を担っています。

また、意思決定をするだけでなく、執行機関が住民の声に基づいて市政の運営をしているかどうかを監視する役割も担っています。

（議会の責務）

第11条 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。

2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。

3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。

【解 説】

議会は、議決を行う際には、市の意思決定機関であるという責任を認識して、公平・長期的な観点から議決を行うこととしています。

また、開かれた議会運営のため、市民との情報共有が重要となりますが、そのためにも、保有している情報を積極的に公開するように努めるとともに、意思決定の過程がわかるようにすることとしています。しかし、個人等の権利を不当に侵害する情報や、公開すれば公益に反し、市政の運営・議会運営の支障となる情報まで公開を強制するものではありません。

なお、議会への要望・請願については、第25条に定めています。

(議員の責務)

第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。

【解 説】

議員は、第10条・第11条に定められている議会の役割や責務を受けて、議員に認められた権能を活かし、職務に当たることになります。

つまり、議会活動を通じて、住民の声を市政に反映させる役割を担っていることから、住民の声や地域の課題などに耳を傾け、市政に反映させるように努めるとともに、市政の運営を監視するために、市政の状況に注視しなければなりません(第10条)。

また、公平な判断や長期的展望をもって研究や調査などを行い、政策等の立案能力を高めるなど、公正かつ誠実に職務を遂行することになります。

さらに、開かれた議会運営のため、議員としても、議会の意思決定過程についての情報など、議会が持つ情報を提供、説明するように努めなければなりません(第11条)。

(市長の責務)

第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。

3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。

4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。

5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。

【解 説】

市長は、住民の直接選挙により選ばれた市の代表者として、市政を運営していくに当たっては、住民の信託に応え、市民・議会・他の執行機関の協力を得て進めていくため、その方針を明らかにしたうえで、簡素かつ効率的に行わなければならないということをこの条文において定めています。

まず、市政を簡素かつ効率的に運営するためには、補助機関である職員が能力を発揮し、生産性を高めることが重要となります。そのための職員の努力は第14条に定めていますが、指揮監督に当たる市長も、職員の能力向上や適正な配置に配慮しなければなりません。

また、市民の協力を得て市政を運営するためには、市民に情報を提供し、共有するとともに、市民が市政へ参画する意思を高めるため、参画する機会を拡充し、その成果を尊重する必要があります。

なお、市民の参画と協働の前提条件となる積極的な情報公開については第22条に、情報提供のひとつの形である説明責任については第24条に一般的な説明責任として定めています。また、市民参画の機会の拡充については第17条以下に、計画に基づく事業の評価については第27条に、別途定めています。

（市長を除く執行機関の責務）

第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。

【解 説】

市長を除く執行機関、すなわち教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会についても、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長や他の執行機関とも協力して市政を運営するように努めることを定めています。

（職員の責務）

第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。

【解 説】

職員は、一部の市民の奉仕者ではなく全体の奉仕者であるということを再認識し、市民とともに市政を推進し、ここに定められた公正・誠実・効率性などを心掛け、そのための知識向上などを常に意識して行うように努めながら、職務を遂行しなければならないということを定めています。

(市民活動団体)

第16条 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。

2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。

3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。

4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。

5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。

【解 説】

ここでは、市民は、地域の活動や地域で生じた課題の解決に取り組む団体や、他の市民と共通する公益目的の実現に向けて取り組む団体（ここでは「市民活動団体」としています。）を自主的に組織することができることを定めています。

「地域の活動や地域で生じた課題の解決に取り組む団体や、他の市民と共通する目的の実現に向けて取り組む団体」とは、自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマ型の組織などの既にある団体のみをさすものではなく、もっと身近な生活の中にあるコミュニケーション（近隣との面識）を高める人の輪を、市民が自主的につくっていくことも捉えています。

地域には、その地域、地域において様々な課題が生じることが考えられます。その課題に対して市民は、人と人との繋がりをもって互いに協力し合い、市民活動団体の活動を推進するとともに、自らも地域の課題の解決に努めることとしています。

また、そのような活動は、執行機関の支援が前提としてあるわけではなく、あくまでも市民が自主的に行うことが前提となることから、市民は互いに協力をすることは勿論のこと、少数者の意見や行動も尊重しながら、非協力的になることなく積極的に市民活動に参加していくように努めることとしています。

しかしながら、地域のみで解決できない課題も生じてきます。そのようなときは、平等かつ迅速に、執行機関は、保有する情報（執行機関が持ちえる専門的知識や情報等）を可能な限り提供し、必要があれば適切な支援を行うこととします。執行機関にとっては、この措置を講ずるための体制を整えることも必要となります。また、議会

においても市民活動の自主性と役割を尊重し、必要があれば協力することとしています。

これらの活動によって、議会や執行機関はもちろん、市民のみなさんの意識の向上を図りながらさらに活動を積み重ねて、各地域にふさわしい自治の形、地域間や各地域とNPOなどの団体の連携、ひいては阪南市にふさわしい自治の形を模索しつつ、その実現をめざしていくこととします。

(計画策定等における市民参画)

第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。

(1) 基本構想(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。)及びこれの実現のための基本計画の策定

(2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。

(1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。

(2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。

(3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。

(4) 緊急に実施しなければならないとき。

【解 説】

この第17条から第19条にかけて市民参画の手続等について定めています。これまでも市民参画は行われていましたが、この条例において統一的な基準を設けるものです。

まず、第17条においては、市民参画の対象とするものを挙げるとともに、執行機関に市民参画の手続をとる義務を課しています。また、その方法を第18条に定め、第19条では市民参画の推進のために、さらに制度の整備を進めることを定めています。

この第17条では、第1項の第1号と第2号において、総合計画(※)の理念等を示す基本構想のように、本市の長期的または基本的な方向性を示している計画等の策定や改廃においては、市民の理解と協力が必要不可欠であることから、市民参画手続をとることを定めています。同項第3号については、市民生活に重大な影響を与える条例等についても市民参画手続をとることを定めています。

第2項については、関係法令の改正によるとき、軽微な改変に止まり、実質的な改変が行われないとき、執行機関内部の事務処理に関するとき、災害や、不慮の事態が生じ、時間的な制約があるものについては、市政を運営していくうえでの効率性・迅速性を重視し、市民参画手続をとらないことができることとしています。

※「総合計画」：総合的・計画的に市政を運営するために定める基本構想と、これの実現のために定める基本計画、この基本計画に基づいて行う事業について定めた実施計画を総称したものをいいます。
この総合計画については、第26条で別に定めています。

（市民参画の手続）

第18条 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

（1）附属機関等への委員公募

（2）パブリックコメント

（3）公聴会の開催

（4）前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの

2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。

3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。

【解 説】

この第18条では、第17条で執行機関に義務付けた市民参画の方法を定めています。

第1項においては、市民参画の方法として（1）～（3）では方法を例示し、（4）では（1）～（3）の方法のみにとどまらず、このほかにも、それぞれの事案に合った方法で柔軟に対応することとしています。そしてここに掲げる手続のうち、少なくとも1つを行うこととしています。

第2項については、執行機関として手続を行うときは、特定の意見に偏り公平性を欠くことがないように、公平性・中立性に配慮するよう定めています。

※「附属機関」：「総合計画審議会」のように、執行機関に附属して設置する審議会や委員会などのことをいいます（地方自治法第138条の4第3項）。また、この条例の第30条（条例の推進）により設置する委員会も、この附属機関に該当します。

(市民参画の推進)

第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。

【解 説】

よりよい阪南市をつくるためには、第5条の参画及び協働の原則を基本に市政を運営することが必要です。そのため、執行機関に市民が市政の運営に参画する機会を保障することを義務付け、具体的な市民参画の手法等を第17条と第18条に定めています。

そしてここでは、執行機関は、これら以外にも市民参画のための制度を整備するように定めています。

(協働の推進)

第20条 議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発及び情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。

【解 説】

自治基本条例の原則の一つである参画及び協働の原則について、第19条の市民参画の推進に続いて、第20条では協働の推進について定めています。

第1項については、市民との協働のまちづくりを進めていくための、議会及び執行機関の市民への支援について定めています。市民の協働のまちづくりへの理解と関心を深めるための方法として、研修会の開催や協働についての指針の作成などがあります。

第2項については、市民との協働のまちづくりを進めていくためには、市職員が率先して協働の重要性について理解をする必要があることから、職員の育成について定めています。

(情報の収集及び活用)

第21条 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。

2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。

【解 説】

この第21条から第23条にかけて、第6条の情報共有の原則を基本とした情報の取扱いについて定めています。

市政の運営には、その推進する事項に関しての情報が必要であり、収集した情報を有効に活用することも必要となります。

さらに、市民参画や協働により市政を運営していくためには、市民も容易に情報を得ることができるように適切な仕組みを整備しておくことが重要です。その仕組みについては次の第22条と第23条において定めています。

(情報公開等)

第22条 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。

2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。

3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。

4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。

5 第1項及び第2項に規定する公開の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

【解 説】

ここでは情報の公開と共有について定めています。

市民、議会及び執行機関が市政に関する各種情報について共有することで、市政への参画や協働が行われやすくなります。そのため、第1項において、議会及び執行機関は、市民が情報に接しやすいように、個人情報などの保護すべき情報を除いて、積極的に公開していくという姿勢を持つこととし、第2項では、開かれた市政として、附属機関等の会議や会議録は、保護すべき情報を除いて公開することとしています。この情報公開の手続などについては、「阪南市情報公開条例」において別途定めています（第5項）。

また、第3項では、地域の課題を解決するためには、解決に取り組む市民が互いに同じ情報を保有していることが必要であるため、その保有する情報についても共有に努めるよう定めています。ここで「努める」としているのは、市民個人には、執行機関等が保有する情報以上に保護すべき個人の情報があると考えられるためです。

また、第4項では、地域情報の収集やその発信といった市民相互の情報共有のために、必要に応じて執行機関が支援を行うこととしています。

なお、情報公開のもとであっても、個人等の権利を不当に侵害する情報や、公開すれば公益に反し、市政の運営・議会運営の支障となる情報まで公開を強制するものではありません。個人情報の保護については、次の第22条において定めています。

(個人情報の保護)

第23条 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。

3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。

【解 説】

個人情報については適正な取扱いが必要です。よって、ここでは個人情報保護に関する基本的な考え方を定めています。

阪南市では、「阪南市個人情報保護条例」において必要事項を定め、個人情報を保護しているところです。具体的な保護内容については「阪南市個人情報保護条例」を適用することになります。

なお、議会及び執行機関は、個人情報保護により情報公開を過度に制限することがないように、その取扱いの基準を確認し、統一的な運用をするなど、適切な運用を図らなければなりません。

(説明責任)

第24条 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。

【解 説】

市民が持つ、執行機関が保有する情報を知る権利を保障するため、また、市民が市政に関する認識を深めるために、執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及びその評価の過程について、その経過、内容、効果等の情報を提供するとともに、わかりやすく説明しなければなりません。

なお、議会の議決に当たっての説明責任については、議会の責務として第11条に定めています。

(意見、要望等への応答)

第25条 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。

【解 説】

議会や執行機関は、電子メール、封書等により意見や要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答することを定めています。また、市政を運営するうえにおいて有用な意見等については、市政へ反映させるための措置を講じなければならないこととしています。

第26条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。

2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。

3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。

4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。

【解 説】

ここでは、住民投票について定めています。

第1項では、住民が、市政の重要事項や、自治の根幹に関わる事項については、住民の意思を確認する住民投票の実施を請求することができることを定めています。ただし、地方公共団体の意思決定については間接民主制（※1）を基本としていることから、本市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って、間接民主制を補う形で直接民主制（※2）の一つの方法として、住民投票を実施することとしています。

第2項では、第1項に定める住民からの請求によるもののほか、議会や市長も自ら発議し、議会の議決（同意）を得て、住民投票を実施することができることとしています。

第3項では、住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めることとしています。これは、実施請求に必要な手続について条例で定め、その条例に基づいて請求があったときには、その請求された事案に適した個別の条例を定めてから住民投票を実施することとし、当該住民投票の要件など、その内容について議論・検討を行ってから実施することとしています。その中でも、当該住民投票に関する投票資格者の要件については、十分な議論・検討を行うべきこととしています。

第4項では、住民投票を行った結果については、住民、議会、市長だけではなく、住民を除く市民、市長を除く執行機関に至るまで、最大限尊重すべきということを定めています。

※1 間接民主制：選挙等によって代表者（議員、市長など）を選び、政治をその代表者に信託すること。議論の実質性・迅速性の確保のため、衆愚政治への反省から採用されています。代表民主制ともいいます。

※2 直接民主制：住民（有権者）が直接、意思決定に参加すること。

第27条 市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。

2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。

3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。

【解 説】

ここでは、市政の運営における総合計画の位置づけについて定めています。まず、第1項では、市政の運営は、この条例に定めた基本理念に則って、市民参画のもとに総合計画（基本構想・基本計画）を定め（第17条）、これに基づいて計画的に行うこととしています。

また、総合計画（基本構想・基本計画）に基づいて作成する計画（実施計画など）・事業については、事業効果や達成度を評価し、これを公表するとともに、必要に応じて事業を見直すこととしています。

この条例において市民参画のもとに（第17条）議会の議決を経て定めることとしていますので、「市全体で」定めるという意味で「市」としています。また、基本計画は、基本構想に基づいて市民参画のもとに「市長」が定めるため「市長」としています。

第28条 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努めるものとする。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。

【解 説】

第28条は、東日本大震災や今後発生することが予想される南海トラフ巨大地震等の不測の事態に備え、災害等による被害を最小限にとどめるために必要な危機管理について定めています。

第1項では、市民が、災害等による被害を最小限にとどめるために、自分の身は自分で守る「自助」、地域でお互いに助け合う「共助」について定めています。

第2項では、市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院等）と連携、協力して危機管理体制を構築する「公助」について定めています。

また、災害等による被害については、想定どおりでなく、想定を上回る可能性もあることを念頭において対処できるように準備をしておく必要があります。

第29条 市は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。

【解 説】

この条例では、基本理念に掲げる阪南市をめざすため、地方分権の時代に対応した自治の仕組みを確立することを目的としていますが、日常の救急対応を始め、交通対策・経済対策や大規模災害対策など、市単独では解決しがたく、国や大阪府、他の市町村と広域的に互いに協力して解決に取り組まなければならない課題もあります。

そのため、阪南市として役割を適切に担いながら、日頃から他の市町村等と互いに協力し、共通する課題や広域的な課題の解決に取り組むこととします。これにより、暮らしの安心・安全のもと、自治を進展させ、よりよい阪南市・よりよいまちづくりにつながるようになります。

(条例の推進)

第30条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。

【解 説】

ここでは、市長は、この条例に掲げられていることが適正・円滑に運用されているかどうか、その状況を検証し、また、この条例をより推進していくための方法を検討する委員会を設置することとしています。

また、阪南市を取り巻く社会情勢は、今後も刻一刻と変化することから、この条例が社会情勢に合わなくなる可能性があります。そのため、条例の運用状況を検証する中で、社会情勢に合わせて条例を見直す必要があるかどうかについて検討することも、この委員会の役割となります。

なお、この委員会は、市長からの付託によるもののほか、必要に応じて開催できることとし、検討した内容については、市長に報告することとします。

この委員会の組織や運営については別に定めることとなりますが、第18条に定める市民参画の手続や第19条に定める市民参画の推進を踏まえ、委員には公募市民を含めることとします。

(条例の見直し)

第31条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

前条の解説にもありますように、社会情勢が刻一刻と変化するなか、この条例が社会情勢に合っているかどうか、見直す必要があるかどうかを定期的に検討するようにしなくてはなりません。そのため、市長は、5年のうちに一度は、前条に定める委員会に付託するなどの方法により、検討を行うこととします。

検討の結果、委員会から報告を受けて見直しが必要であると認めるとき、または、市長が自ら見直しが必要であると認めるときは、条例を見直すための委員会を設置したり、条例の改正を議会に提案するなどの必要な措置を講ずることとします。

附 則

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(阪南市自治基本条例推進委員会条例の一部改正)

2 阪南市自治基本条例推進委員会条例(平成22年阪南市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条」を「第30条」に改める。

第2条第2項中「第29条」を「第31条」に改める。

【解 説】

この条例の施行日を定めています。